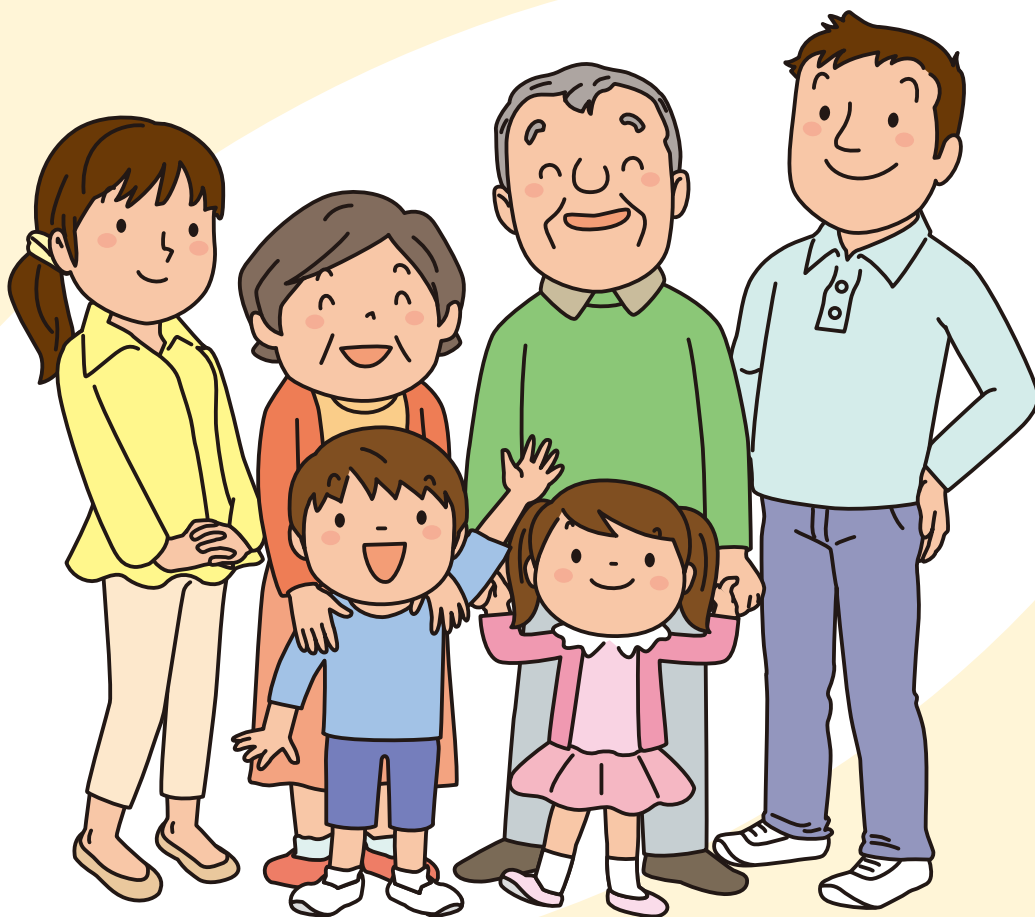


第8期

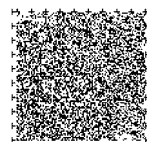
直方市高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画

令和3年度～令和5年度

概要版



令和3年3月
直方市



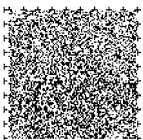
計画策定の背景と趣旨

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると2020年までに本市の高齢者数はピークを迎え、減少に転じることが見込まれている一方、後期高齢者の数は2030年まで継続して増加する見込みとなっており、今後、圏域内で減少に転じる介護ニーズと、増大するニーズが混在する状況が生じることが予想されます。いわゆる団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年までの本市の状況を見通しながら、地域の状況をこれまで以上に細やかに把握し、本市の抱える諸課題を解決する道筋をつけるため、「第8期直方市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(以下、本計画という)を定めます。

計画の位置づけと目的

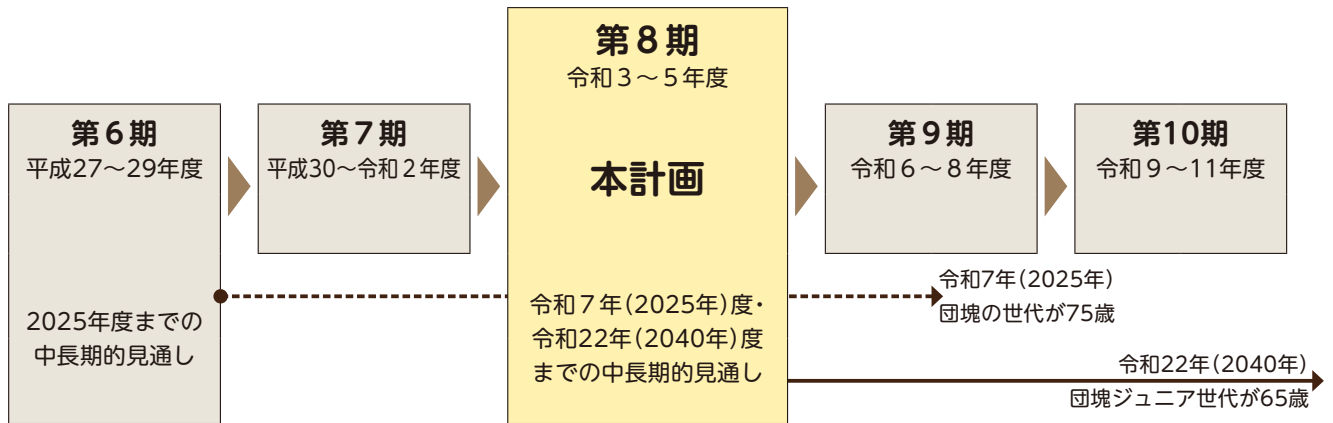
本計画は、直方市に住む高齢者の保健福祉事業全般に関する計画と、要介護・要支援認定を受けた高齢者やそのリスクの高い高齢者の利用する介護サービスの基盤整備を進めるための実施計画を一体的に策定したものです。

国の定める策定指針を踏まえ、福岡県の関連計画及び本市における最上位計画「直方市総合計画」、そのほかの市の各種関連計画との整合を図っています。



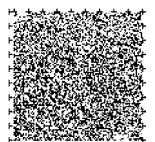
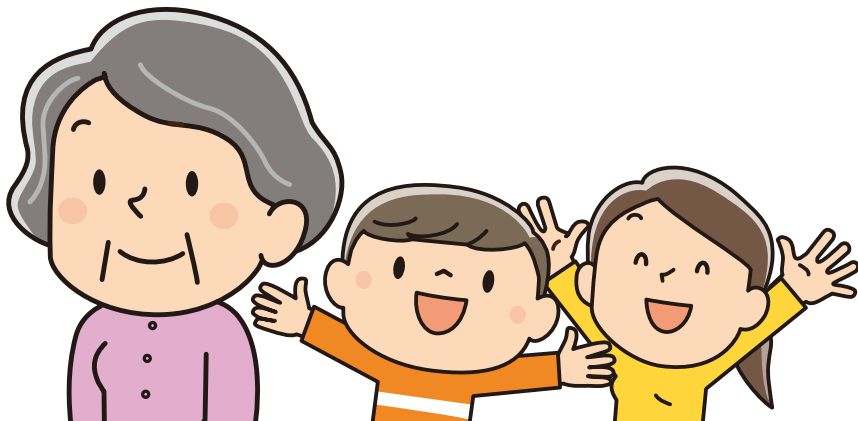
計画の期間

この計画は、2040年までの長期的な動向を踏まえつつ、第6期、第7期介護保険事業計画策定時の基本指針に盛り込まれた「地域包括ケアシステム」の目標や具体的な施策を踏まえ、令和3年度を初年度として令和5年度を目標年度とする3か年計画として策定するものです。



計画の策定体制

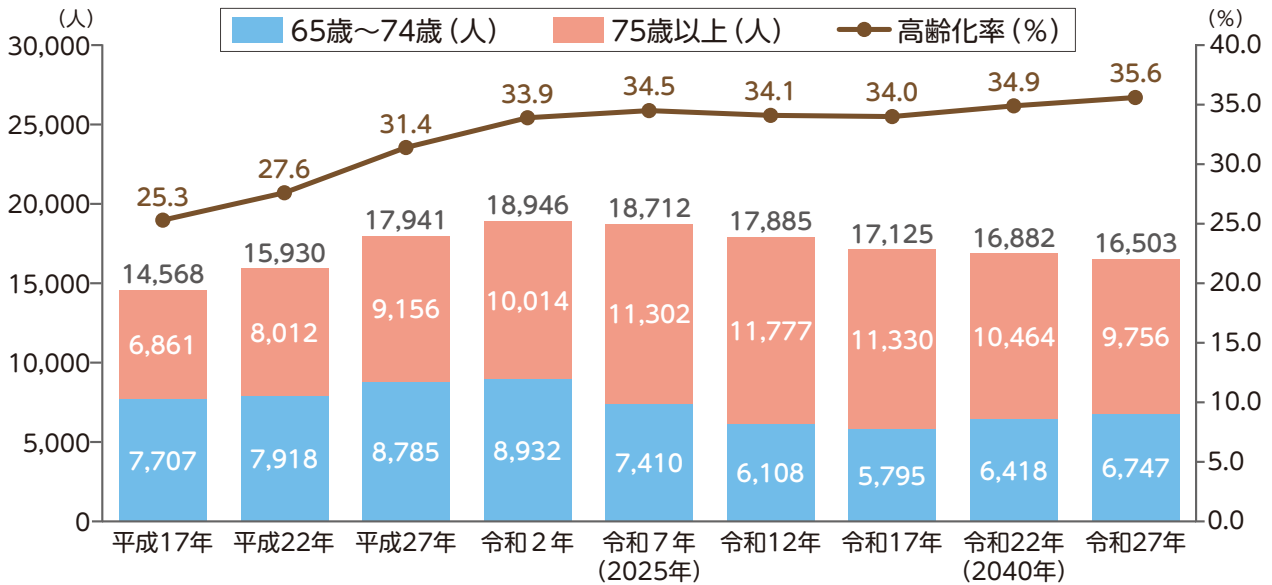
計画の策定にあたって、各種調査及び委員会による議論等を実施しました。また、令和3年1月に計画素案を公表し、市民からの意見募集を行いました。



直方市の高齢者を取り巻く現状

本市における高齢化率および高齢者数の推計

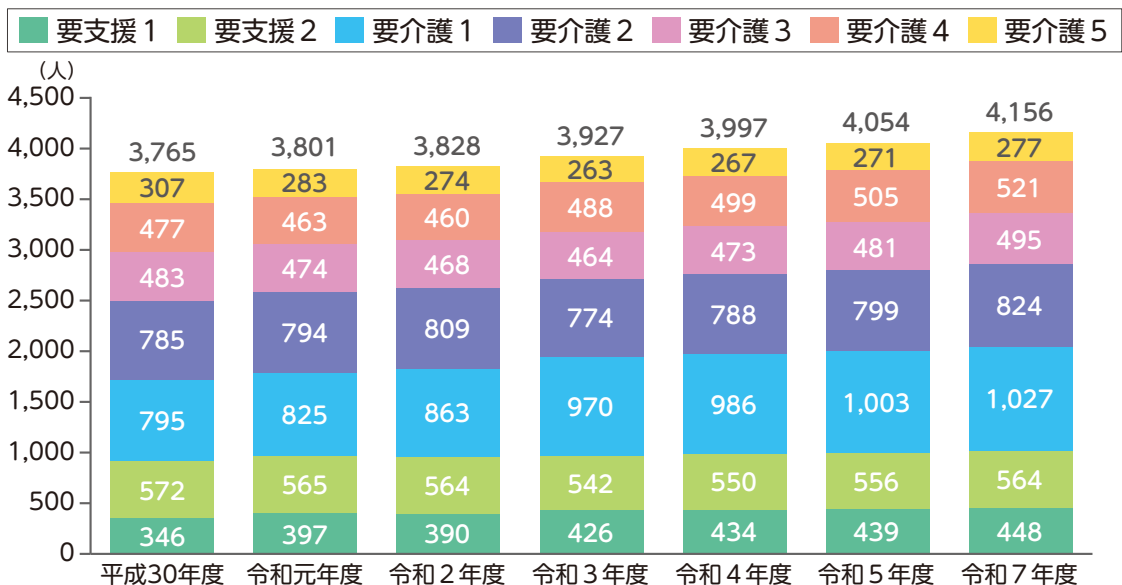
国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の高齢化率は人口減少の影響があり、今後も上昇する見込みであるものの、高齢者数は減少に転じることが予想されています。また、後期高齢者数は2030年まで増加した後に減少する見込みです。



資料：平成27年まで：総務省「国勢調査」、令和2年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」をもとに作成

要介護認定者数の推計

本市の要介護認定者数は令和7年度まで増加傾向で推移することが見込まれています。



資料：地域包括ケア「見える化」システムのデータを基に作成



基本理念と計画体系

基本
理念

地域でささえあう 高齢者が健康で安心して暮らせるまちづくり

基本目標① 高齢者を地域でささえあうまちづくり

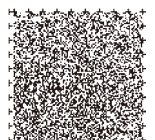
- ① 地域共生社会の実現に向けた取組の推進
- ② 認知症施策の推進
- ③ 家族介護者への支援の充実
- ④ 高齢者を支える担い手づくり

基本目標② 高齢者が健康で活躍できるまちづくり

- ① 健康寿命の延伸 重点的取組
- ② 自立支援・重度化防止に向けた取組の推進 重点的取組
- ③ 生きがいづくり活動の推進
- ④ 高齢者の社会参加・働く場の充実

基本目標③ 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

- ① 在宅医療・介護の連携の充実
- ② 地域包括支援センターの機能強化
- ③ 高齢者福祉サービスの充実
- ④ 高齢者の虐待防止と権利擁護に関する取組の推進
- ⑤ 高齢者が安心して住み続けられる住まいの充実
- ⑥ 安全・安心なまちづくり



基本目標ごとの取組

基本目標① 高齢者を地域でささえあうまちづくり

高齢者を地域でささえあうまちを実現するためには、介護の担い手となる人材を確保することに加え、家族介護者への支援、地域住民同士の支え合い等、高齢者本人を含め地域・行政が一体となって本市の地域の実情に合った地域包括ケアシステムを構築していく必要があります。

市民と共に目指す行動目標

- 地域におけるふれあいや助け合いなど、人と人とのつながりを大切にした地域をつくりましょう。
- ボランティアや自治会・町内会などの活動に積極的に参加しましょう。

目標指標

目標指標	現状値	目標値(R5年度)
ボランティアに参加している人の割合(%)	12.3	15.0
今後も仕事と介護の両立を「問題なく、続けていける」と回答した人の割合(%)	32.2	35.0
認知症に関する相談窓口の認知度(%)	24.2	27.0



取り組むこと

取り組みの方向性	主な取組
① 地域共生社会の実現に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合相談窓口の充実
② 認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症に関する正しい知識の普及・啓発 ● 認知症サポーターの養成 ● 認知症初期集中支援チーム事業の機能強化 ● 認知症に関する各種相談窓口の設置 ● 高齢者等SOSネットワーク事業 ● 認知症地域支援推進員の活用の推進 ● 認知症家族介護者への支援 ● 通いの場の拡充 ● 若年性認知症の人への支援
③ 家族介護者への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 家族介護者に対する相談支援体制の充実 ● 認知症相談窓口の周知・啓発 ● レスパイト機能をもつ施設等の活用
④ 高齢者を支える担い手づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の支え合いのネットワーク構築 ● 市と社会福祉協議会との連携強化 ● 民生委員・児童委員との連携 ● 老人クラブ活動費の支援 ● 日常生活サービスの体制整備 ● 介護従事者の質の確保・向上に関する取組 ● 業務効率化と介護現場のイメージ刷新



基本目標② 高齢者が健康で活躍できるまちづくり

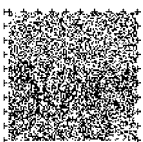
高齢者が健康で活躍できるまちをつくるためには、身体の健康を維持することはもちろん、生きがいや社会参加の場を持つなど、心身の健康を維持することが重要です。また、たとえ介護が必要になった場合でも、可能な限り住み慣れた地域で生活できるようにするための支援も必要です。

市民と共に目指す行動目標

- 「自分の健康は自分でつくる」という自主的健康づくりの意識を持ちましょう。
- がん検診や特定健診を積極的に受診し、病気の予防・早期発見に努めましょう。
- 地域活動(ボランティア、趣味、スポーツなどのクラブや集まり)に積極的に参加しましょう。

目標指標

目標指標	現状値	目標値(R5年度)
閉じこもりリスクのある高齢者の割合(%)	17.2	15.0
65歳以上の新規認定申請者の割合(%)	4.49	4.40
地域活動に参加する高齢者の割合(%)	24.8	27.0
主観的健康観が良好な高齢者の割合(%)	72.1	75.0
主観的幸福観が8点以上の高齢者の割合(%)	88.8	90.0
生きがいのある高齢者の割合(%)	49.1	53.0

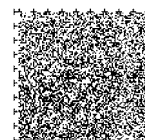
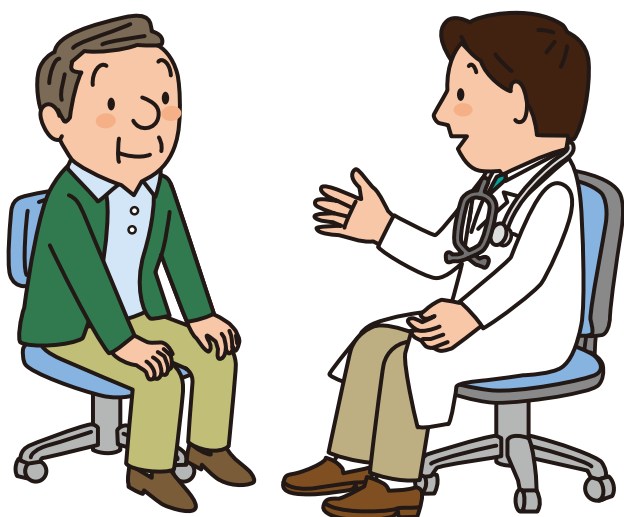


成果目標

成果目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
のがた元気ポイント登録団体数(団体)	245	250	255
自主活動団体(毎週1回開催)団体数(団体)	24	33	42

取り組むこと

取り組みの方向性	主な取組
① 健康寿命の延伸 重点的取組	<ul style="list-style-type: none"> ● のがた元気ポイント事業 ● 特定健診・がん検診の受診促進 ● 歯科口腔保健に関する知識の普及・啓発 ● バランスのとれた食生活に関する普及・啓発
② 自立支援・重度化防止に向けた取組の推進 重点的取組	<ul style="list-style-type: none"> ● サポーター養成講座 ● 介護予防・生活支援サービス事業の充実 ● 一般介護予防事業の充実
③ 生きがいづくり活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 生涯学習活動事業 ● 生涯スポーツ・レクリエーション事業
④ 高齢者の社会参加・働く場の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 老人クラブ活動費の支援(再掲) ● 高齢者の就労促進



基本目標③ 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

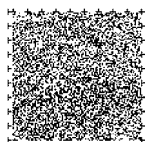
安心して暮らせることは、本市に暮らすすべての住民にとって無くてはならないものです。災害や犯罪を防ぐことのできる安全・安心なまちづくりを推進し、体制を整備することはもちろん、認知症や要介護状態になった場合でも、それまで通りの生活をできる限り続けていくための支援や取組を充実させていく必要があります。

市民と共に目指す行動目標

- 困りごとがあるときは民生委員や地域包括支援センターに相談しましょう。
- 災害発生時の避難先や避難経路を確認し、いざという時に備えましょう。
- 普段から隣近所に声をかけたり挨拶をしたりする等、助け合える関係性を築くことができるよう、努めましょう。

目標指標

目標指標	現状値	目標値(R5年度)
家族や友人・知人以外で相談できる人(場所)が「いない」と回答した高齢者の割合(%)	54.0	49.0
心配事や愚痴を聞いてくれる人が「いない」と回答した高齢者の割合(%)	10.6	9.0
病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人が「いない」と回答した高齢者の割合(%)	12.4	9.0
今後も仕事と介護の両立を「問題なく、続けていける」と回答した人の割合(%)	32.2	35.0
主な介護者が不安に感じる介護の割合(%)	81.3	75.0

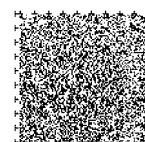


成果目標

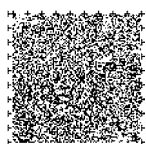
成果目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域における資源シートを活用した地域資源の掘り起こし件数(件)	275	300	325
生活支援コーディネーターが地域の会議等に参加した回数(回)	100	120	140

取り組むこと

取り組みの方向性	主な取組
① 在宅医療・介護の連携の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の医療・介護サービス資源の把握 ● 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 ● 切れ目のない在宅医療と介護提供体制の構築推進 ● 在宅医療・介護関係者の情報共有の支援 ● 在宅医療・介護連携に関する相談支援 ● 医療・介護関係者の研修 ● 地域住民への普及・啓発 ● 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携強化
② 地域包括支援センターの機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合相談支援事業 ● 権利擁護事業 ● 包括的・継続的マネジメント支援事業 ● 介護予防ケアマネジメントの実施 ● 在宅医療・介護連携の推進 ● 認知症施策の推進 ● 地域ケア会議の推進 ● 生活支援サービスの体制整備 ● ケアマネジャーの資質向上



取り組みの方向性	主な取組
③ 高齢者福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活管理指導短期宿泊サービス(ショートステイ)の充実 ● 緊急通報装置貸与事業の実施 ● 配食サービスの実施 ● 高齢者すみよか事業の実施
④ 高齢者の虐待防止と権利擁護に関する取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の虐待防止と権利擁護に関する取組の普及・啓発 ● 高齢者虐待の防止 ● 成年後見制度の普及・啓発および利用促進 ● 防犯・消費者被害防止のための取組
⑤ 高齢者が安心して住み続けられる住まいの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 養護老人ホームの適切な利用促進 ● 高齢者すみよか事業の実施(再掲)
⑥ 安全・安心なまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 直方市地域防災計画との連携による防災対策支援 ● 避難・救護体制の強化 ● 感染症に備えた取組の検討



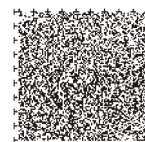
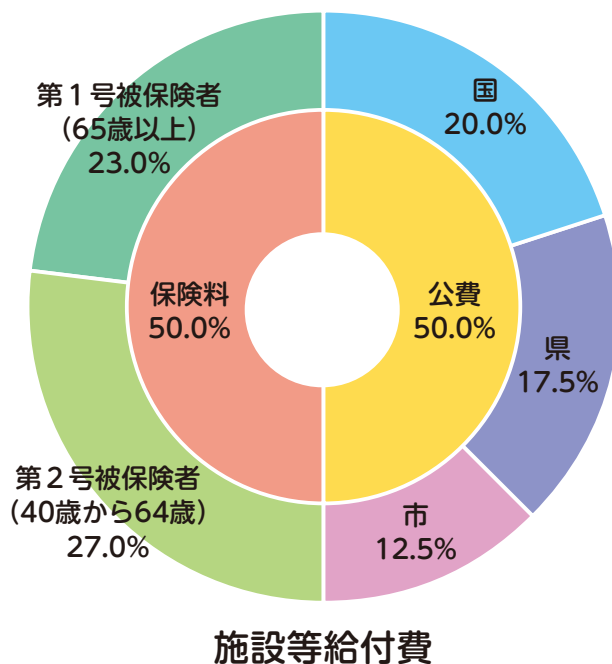
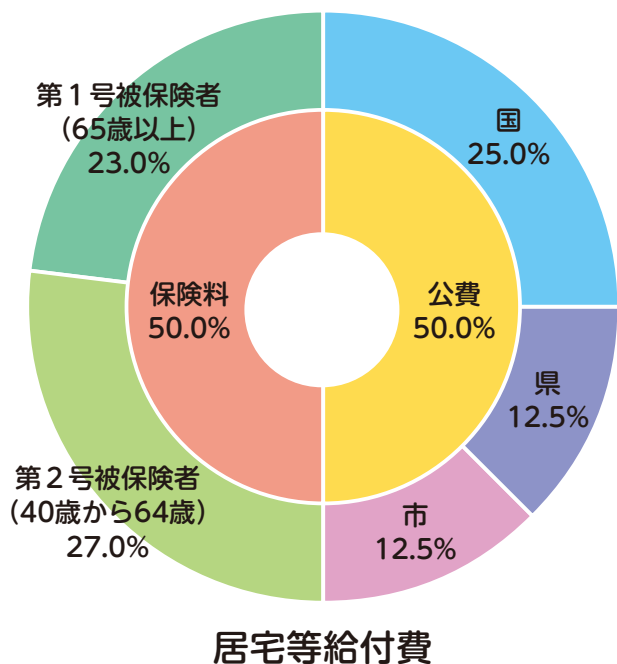
第8期保険料の算定

事業費用の大部分を占める介護サービス給付費については、利用者負担(1割～3割)を除いた給付費の半分を公費でまかない、残りの半分を被保険者から徴収する保険料を財源としています。保険料については、第1号被保険者と第2号被保険者の平均的な1人あたりの負担がほぼ同じ水準になるよう負担割合が定められています。

標準給付費の負担割合

第1号被保険者の負担は、介護給付費の23.0%が標準的な負担となり、第2号被保険者は27.0%で、介護保険費用の半分を被保険者が負担する仕組みとなっています。国が負担する部分の居宅給付費の25.0%と施設等給付費の20.0%について、それぞれ5.0%に当たる額は、市町村間の財政力格差を調整するための調整交付金として交付されます。調整交付金の割合は標準的には5.0%ですが、各市町村の後期高齢者の割合や第1号被保険者の所得水準に応じて5.0%を上下します。その結果、第1号被保険者の負担割合も変わることになります。

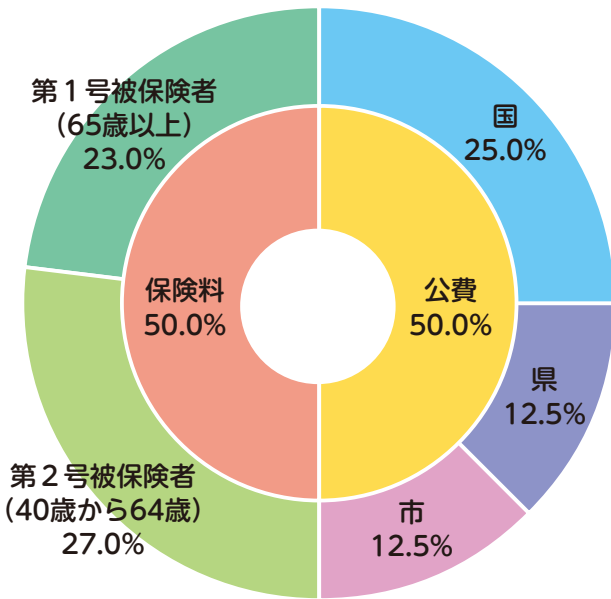
費用負担の割合



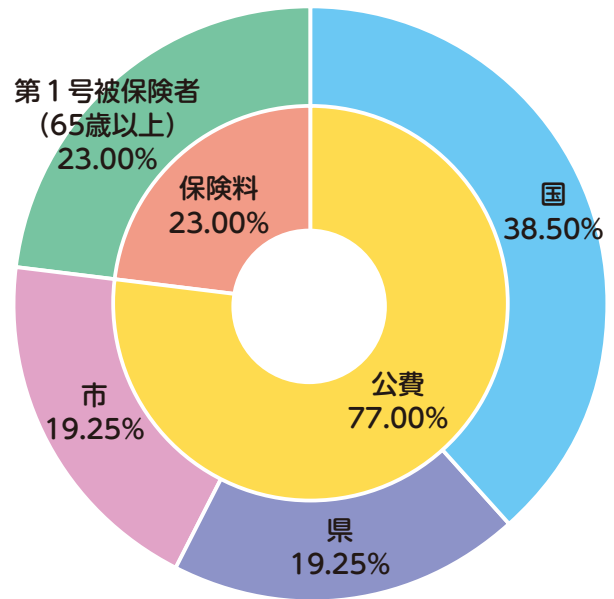
地域支援事業費の負担割合

地域支援事業費については、実施する事業によって費用の負担割合が異なり、介護予防・日常生活支援総合事業の費用については、標準給付費の負担割合と同じですが、包括的支援事業、任意事業の費用については、第1号被保険者の保険料と公費によって財源が賄われています。

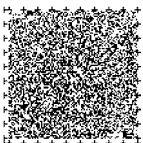
地域支援事業費



介護予防・日常生活支援総合事業



包括的支援事業費・任意事業費



介護保険料と保険料段階

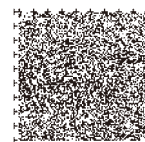
介護保険料の設定にあたっては、被保険者の負担能力に応じて以下のように所得段階別の保険料を設定します。

所得段階	対象者	基準額に対する割合	保険料年額
第1段階	生活保護受給者あるいは老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の人 世帯全員が市民税非課税で本人の課税年金収入と合計所得金額(年金にかかる所得は除く)の合計が80万円以下の人	0.30 (0.50)	22,730 (37,884)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で本人の課税年金収入と合計所得金額(年金にかかる所得は除く)の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.50 (0.70)	37,884 (53,037)
第3段階	世帯全員が市民税非課税の人のうち第1段階、第2段階に該当しない人	0.70 (0.75)	53,037 (56,826)
第4段階	市民税課税世帯で、本人が市民税非課税の人のうち、課税年金収入と合計所得金額(年金にかかる所得は除く)の合計が80万円以下の人	0.90	68,191
第5段階 (基準額)	市民税課税世帯で、本人が市民税非課税の人のうち、第4段階に該当しない人	1.00	75,768
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	1.20	90,921
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30	98,498
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50	113,652
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	1.70	128,805
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	1.80	136,382
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	1.90	143,959
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が600万円以上700万円未満の人	2.00	151,536
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が700万円以上800万円未満の人	2.10	159,112
第14段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が800万円以上900万円未満の人	2.20	166,689
第15段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が900万円以上の人	2.30	174,266

※第1段階から第3段階の()は、公費負担導入による軽減措置を行う前の割合及び金額になります。

※実際に納付していただく額は、10円未満を切り捨てた額です。

※第8期計画期間(令和3～5年度)の特例として、合計所得金額に給与所得または公的年金所得がある場合は、合計した所得金額より10万円を控除した金額で算定します。



第8期

直方市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 概要版

発行年月 令和3年3月

編集発行	福岡県直方市 高齢者支援課 保険課
住 所	〒822-8501 直方市殿町7番1号
電 話	0949-25-2391
F A X	0949-24-7320
ホームページアドレス	http://www.city.nogata.fukuoka.jp/

